

事務連絡
令和5年6月2日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国立大学法人附属学校担当課 御中
各公立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の主管部課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

授業時数特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続について

学校教育法施行規則第55条の2の規定等に基づき、学校又は地域の特色を生かし、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成し実施することができる学校（以下「授業時数特例校」という。）の新規指定、変更又は廃止に係る申請については、令和3年7月30日付け事務連絡において受け付けているところです。

新規指定等を希望される場合、同事務連絡を御確認の上、申請書を提出願います。なお、申請書の提出期間は通年としていますが、令和6年度からの新規指定等を希望する場合は、原則として令和5年12月31日までに提出する必要があります。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の主管部課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知されるようお願いいたします。

（送付書類）

1. 別紙 授業時数特例校の新規指定・変更・廃止に係る申請手続について
2. （参考）授業時数特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続について
（令和3年7月30日付け事務連絡）
3. （参考）授業時数特例校制度関係法令
4. （参考）授業時数特例校制度実施要項（令和3年7月30日大臣決定）
5. 【様式1（本体・別紙）】授業時数教育課程特例校指定申請書
6. 【様式2（本体・別紙）】授業時数教育課程特例校指定変更申請書
7. 【様式3（本体・別紙）】授業時数教育課程特例校指定廃止申請書
8. （記載例）【様式1（本体・別紙）】教育課程特例校指定申請書

9. (参考) 都道府県・指定都市番号一覧
10. (参考) 授業時数特例校制度Q&A

【参考】授業時数特例校制度の概要等（文部科学省HP掲載リンク）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokureikou/index.htm

本件担当：文部科学省初等中等教育局教育課程課 教育課程企画室企画係 電話：03-5253-4111（内線2368） E-mail：kyokyo@mext.go.jp
